雇用維持のための人事交流支援事業

富山県在籍型出向支援補助金

富山県では、国の「産業雇用安定助成金」の支給決定を受け、在籍型出向により 労働者の雇用を維持する出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に 要した賃金の一部を補助します。

※国の「産業雇用安定助成金」については厚生労働省ホームページ産業雇用安定助成金をご参照ください。

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html



対

象

国の「産業雇用安定助成金」の支給決定を受けた ①出向元事業主 及び ②出向先事業主

(①②は出向者に対して賃金を支給・補填した富山県内の雇用保険適用事業所)

補助率・上限額

出向運営経費(賃金)の 1/10

※出向者1人1日あたりの上限額は1,500円(出向元と出向先の合計額)

国の「産業雇用安定助成金」

出向運営経費×9/10

(中小企業、解雇なしの場合)

上限額12,000円/人日(出向元・先の計)

「富山県在籍型出向支援補助金」

出向運営経費×1/10

(上乗せ補助:上限額1,500円/人日)

※国の「産業雇用安定助成金」は、出向元事業主の解雇の有無等により助成率は異なります。 ※県の補助率・上限額は国の助成率にかかわらず、同一です。

対象となる期間・経費

令和3年4月1日から令和4年3月15日までに国から支給決定を受けた 「産業雇用安定助成金」に係る出向運営経費(賃金)

※ただし、令和3年3月31日までの出向運営経費(賃金)は除きます。

申 請 期 限

令和4年3月22日(火)まで

お問い合わせ・申請先

富山県人材活躍推進センター(地域活性化雇用創造プロジェクト担当)

〒930-0805 富山県富山市湊入船町9番1号 とやま自遊館2FTEL:076-411-9169 FAX:076-482-3421

申請書の様式や交付要綱等、詳細は右記ホームページに掲載しています。

MAKE TOYAMA STYLE

